

競争的資金等の管理・運営に関する内規

平成20年10月2日

独立行政法人日本貿易振興機構内規第128号

最新改正 令和元年10月1日

(目的)

第1条 この内規は、役職員に交付された競争的資金等の取扱いに関する規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第61号）第11条の規定に基づき、競争的資金等（（文部科学省科学研究費助成事業その他名称及び財源を問わず、審査によって研究者個人に交付される資金をいう。）の交付を受けた独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の役職員が実施する当該競争的資金等による研究に関し、機構が行うその競争的資金等の管理・運営について必要な事項を定める。

(最高管理責任者)

第2条 機構が受け入れる競争的資金等の管理・運営について最終責任を負う者として最高管理責任者一人を置く。

2 最高管理責任者は、副理事長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、競争的資金等を使用し又は管理・運営する者に対して、その適切な管理・運営について意識向上を図るために必要な措置を講ずる。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・運営について機構全体を統括する者として、統括管理責任者一人を置く。

2 統括管理責任者は、研究企画部担当理事をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 機構における競争的資金等の管理・運営について責任と権限を有する者として、コンプライアンス推進責任者一人を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、研究企画部長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の使用上の不正に関する防止を図るため、機構内の競争的資金等の管理・運営に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施する。

4 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の使用上の不正を防止する措置を講ずるとともに、機構内で競争的資金等が適切に管理・執行されているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

5 コンプライアンス推進責任者は、機構が受け入れる競争的資金等の管理・運営に関する事務処理手続き等及び第8条に定める告発及び相談窓口（以下「告発等窓口」という。）について、必要に応じて適切な媒体を通じて機構内外へ開示する。

(事業実施に関する規則)

第5条 競争的資金等を財源とする研究の会計処理は、機構の定める会計規程（独立行政法人日本貿易振興機構規程第6号）及び内規等の規則その他関連する法令に則って行う。ただし、競争的資金等であることから会計処理について制限を設けることがある。

2 機構は、競争的資金等の配分機関に対して、配分機関の定めるところにより内部監査及び会計に関する報告を行う。

(競争的資金等の使用上の不正に関する定義)

第6条 本内規において、「競争的資金等の使用上の不正」とは、故意もしくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

(不正防止推進部署)

第7条 アジア経済研究所研究企画部研究企画課（以下「研究企画課」という。）は、競争的資金等の使用上の不正防止の推進に関する業務を担当する。

（競争的資金等の使用上の不正に関する告発等窓口）

第8条 機構の内外からの、競争的資金等の使用上の不正に関する告発及び相談（以下「告発等」という。）に対応するため、研究企画課に受付窓口を置き、受付後の対応においては、本部監査室と協議する。

2 研究企画課は、告発等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者に報告しなければならない。

（告発等の方法）

第9条 告発等は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を研究企画課に提出若しくは送付し又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 告発等は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 競争的資金等の使用上の不正を行ったとする者の氏名又は名称
- 二 競争的資金等の使用上の不正についての具体的内容
- 三 競争的資金等の使用を不正とする合理的理由
- 四 競争的資金等の使用上の不正を行ったとする者の関与の程度
- 五 不正使用の相当額

3 告発者等は、告発等で不正を行ったとされる者（以下「被告発者」という。）又は機構に不利益を与える目的で告発等を行ってはならない。

4 統括管理責任者は、匿名による告発等を受けたときはその内容に応じて、第2項の定めにかかわらず、顕名による告発等に準じて扱うことができる。

5 統括管理責任者は、相談を受けたときはその内容に応じて、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認し、告発の意思表示がないときは、職権で自ら告発を行うことができる。

6 統括管理責任者は、ファックス、電子メール、郵送等、通常告発者等が受付窓口に告発等が到着したか否かを確認できない方法により告発等を受けたときは、告発者等に対して速やかに告発等を受領した旨を通知しなければならない。ただし、匿名等により告発者等の連絡先が不明なときはこの限りでない。

（告発とみなす指摘報道等）

第10条 統括管理責任者は、報道により又は他機関から競争的資金等の使用上の不正を指摘されたときは、第9条に定める告発があったとみなすことができる。研究企画課が、その業務執行に際して知り得た事実から競争的資金等の使用上の不正があったと判断するときも同様とする。

（予備調査）

第11条 統括管理責任者は、第9条に定める告発等があった場合には、第14条に定める調査委員会の設置の必要性を判断するための調査（以下「予備調査」という。）を行う。

2 予備調査は、役職員等の協力を得て実施する。

3 統括管理責任者は、役職員に対しては当該告発事案にかかる資料の保全等を命じ、役職員以外の者に対しては当該告発事案にかかる資料の保全を求めることができる。

4 統括管理責任者は、予備調査を行うことを被告発者に通知する。

5 被告発者が、告発があった時点で機構の役職員でないときは、原則として被告発者が現在所属する機関に対して予備調査の一部を依頼する。

6 前項の規定によりがたいときは、機構は被告発者本人に対して情報提供を求めることができる。

（予備調査結果の通知）

第12条 統括管理責任者は、予備調査を終えたときは、その結果を最高管理責任者に報告し、告発事案の概要、第14条に定める調査委員会による調査（以下「本調査」という。）の必要性の有無とその理由、本調査を

行う場合にはその開始日及び概ねの終了日を記載した予備調査結果報告書を、告発を受けた日から30日以内に、書面で配分機関、告発者及び被告発者に対して通知する。

- 2 統括管理責任者は、前項の定めにかかわらず、必要と認める場合には、告発者及び被告発者に通知することにより、30日を限度として予備調査期間を延長することができる。
- 3 統括管理責任者は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(予備調査に対する不服申立)

第13条 告発者及び被告発者は、予備調査の結果について不服があるときは、通知を受け取った日から10日以内に書面で不服申立書を統括管理責任者に対して提出することができる。

- 2 統括管理責任者は、前項の不服申立書を受領したときは、予備調査結果報告書を最高管理責任者に提出する。
- 3 最高管理責任者は、予備調査結果報告書に基づき、役職員等に協力を求めて、審査を行う。
- 4 最高管理責任者は審査の結果、本調査を行うか否かを不服申立書が提出された日から15日以内に決定し理事長に報告を行った後、告発者及び被告発者にその結果を書面で通知する。

(調査委員会の設置)

第14条 最高管理責任者は、第12条第1項又は前条第4項の規定により本調査を実施することとなったときは、告発事案について競争的資金等の使用上の不正の有無及び当該不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するための調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員長は、最高管理責任者が指名する役員又は最高管理責任者が委嘱する外部有識者を充てる。
- 3 委員は、最高管理責任者が指名する役職員及び最高管理責任者が委嘱する外部有識者をもって構成する。
- 4 前項の委員は、告発事案である競争的資金等の使用又は管理・運営に直接関与している者であってはならない。
- 5 調査委員会は、委員長が招集する。
- 6 調査委員会の事務は、研究企画課が行う。

(本調査の開始)

第15条 最高管理責任者は、前条に定める調査委員会を設置したときは、速やかに告発者及び被告発者に対して、本調査の開始並びに委員長及び委員名を通知する。

- 2 告発者及び被告発者は、委員長又は委員に不服があるときは、前項の通知を受け取った日から10日以内に、最高管理責任者に対して書面で異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申し立てを受けた場合は、内容を審査し、委員長又は委員を交代させるか否かを決定する。
- 4 委員長は、第2項に定める期間を経過したときは、速やかに調査委員会を招集し、本調査を開始しなければならない。
- 5 委員長は、告発事案に関する競争的資金等に基づく研究費の使用について、本調査の結果が確定するまで、その執行を停止することができる。

(本調査)

第16条 調査委員会は、告発事案について、競争的資金等の使用上の不正の存否、当該不正の具体的な内容、当該不正に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、告発等が被告発者又は機構に対し不利益を与える目的である可能性、その他必要な事項について調査及び認定を行う。

- 2 調査委員会は、必要に応じて、告発事案に係る部署、告発者、被告発者その他告発事案に関与したと思われる者に情報提供を求めることができる。

3 第11条第3項の規定は本調査に準用する。ただし、同条同項中「統括管理責任者」とあるのは、「調査委員会」と読み替える。

(告発者、被告発者の弁明の機会)

第17条 調査委員会は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

2 調査委員会は、告発等が専ら被告発者又は機構に対し不利益を与える目的であるか否かを認定するときは、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(本調査結果の扱い)

第18条 調査委員会は、本調査終了後最高管理責任者に報告を行い、本調査を開始した日から90日以内に調査報告書を取りまとめ、配分機関、告発者、被告発者及び被告発者以外で競争的資金等の使用上の不正に関わったと認定された者(以下「被告発者等」という。)にその結果を通知する。

2 最高管理責任者は、競争的資金の不正使用に関する告発等の受付から210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発不正防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書を配分機関に提出する。また、調査の過程であっても不正の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関に報告する。上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告書および調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(本調査に対する不服申立)

第19条 告発者及び被告発者等は、本調査結果が通知された日から10日以内に不服申立書を委員長に提出することができる。

2 委員長は、前項の不服申立書を受領したときは、配分機関、告発者及び被告発者等に不服申立があった旨を通知するとともに、速やかに調査委員会を招集し、当該告発事案について再調査を行うか否かを15日以内に決定しなければならない。

3 前項の再調査を行うか否かの決定を行った場合は、最高管理責任者に報告を行い、委員長は速やかにその決定を配分機関、告発者及び被告発者等に通知する。

(再調査)

第20条 前条第2項の規定により再調査を行う決定を行ったときは、第18条の規定を準用する。ただし、同条第1項中「90日以内」とあるのは「30日以内」と読み替える。

(調査結果に基づく措置)

第21条 最高管理責任者は、第18条に定める調査報告書に基づき、次の各号に掲げる措置を講じる。

一 競争的資金等の使用に関し、職員に不正があったと認める場合は、その調査結果の公表、当該競争的資金等の使用上の不正の事案に応じて関与する者に対する就業規則(独立行政法人日本貿易振興機構規程第7号)又はアジア経済研究所就業規則(独立行政法人日本貿易振興機構規程第8号)の定めるところによる懲戒処分、不正使用が行われた費用の返還請求、当該研究の中止、刑事告発その他必要な措置。

二 競争的資金の使用に関し、役員に不正があったと認められるときは、理事長への報告、役員の違反の程度に応じた理事長による厳正な措置。

三 役職員以外の者に競争的資金等の使用上の不正があったと認められるときは、必要に応じて、損害賠償請求のほか必要な措置。

四 競争的資金等の使用上の不正があったと認められない場合は、調査に関与した全ての者に対するその旨の通知、必要に応じて被告発者等への不利益発生を防止するために必要な措置

2 最高管理責任者は、第18条に定める調査報告書に基づき、告発者が専ら被告発者又は機構に対して不利益を与える目的で告発されたものであると認める場合は、告発者の氏名を含む調査結果の公表、告発者の処分、告発者が現在所属する機関への通知その他必要な措置を講じることができる。

(告発者等の保護)

第22条 役職員等は、告発者等及び調査に協力した者等に対して、告発等を行ったこと又は調査に協力したことをもって、前条第2項に定める措置を講じる場合を除き、いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 前条第2項に定める措置を講じる場合を除き、告発者等は、公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）及び関係法令の定めるところにより保護される。

(協力義務)

第23条 役職員等は、競争的資金等の使用上の不正への対応に関して、資料の保全、事情聴取等の必要な協力を求められたときは、誠実にこれに協力しなければならない。

(守秘義務)

第24条 役職員は、この内規に定める予備調査及び本調査（再調査を行う場合には、再調査も含む）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本調査（再調査を行う場合には、再調査）が終了し、第21条に定める措置が講じられた後も同様とする。

(改善等の措置)

第25条 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者並びに不正防止推進部署に命じて、競争的資金等の管理・運営に関する改善等の指示を行う。

附 則

この内規は、平成20年10月2日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。